

令和3年第3回・第4回定例会委員意見概要及び提言の方向性について

(1) 令和3年第3回定例会提言の方向性について

前回（12月7日）の特別委員会において、各委員より出された意見を総合し、委員会としての提言の方向性の検討を行った。

重点調査項目1 乳幼児時期における特別な支援を必要とする子ども及びその保護者への支援 について

特別な支援を必要とする子どもへの支援について

提 言 の 方 向 性

1

【関係機関との連携体制の構築・強化】

関係機関との連携体制については、今後整備していくサポートファイルの活用に加え、区内医療資源等の状況把握や転入・転出の際の自治体間での的確な情報共有が重要である。また、産後ドゥーラの導入を含め、東京都の補助事業も積極的に活用していく必要がある。

子ども発達支援センターについては、電話及び窓口での相談がより早期に可能となるよう体制の見直しを図るべきである。

(2) 令和3年第4回定例会提言の方向性について

前回（12月7日）の特別委員会において、重点調査項目に関して出された各委員の意見概要は以下のとおりであり、これらの意見を総合し、委員会としての提言の方向性をまとめた。

重点調査項目1 乳幼児期における特別な支援を必要とする子ども及びその保護者への支援について 当事者家族に対する理解の促進について

意見概要		提言の方向性	
①	障がい当事者が必要とする支援等については、実態調査を行い、現状を把握したうえで必要な取組を検討する必要がある。（五十嵐委員）	1	【現状把握を踏まえた取組の必要性】 障がい当事者家族に対する理解の促進については、障がいがある子どもに加え、そのきょうだいに対する取組も重要である。実態調査等による現状把握を踏まえ、必要な取組を検討すべきである。
②	障がい当事者家族に対する理解の促進については、障がいがある子どものきょうだいに対するケアの社会的認識が低いため、実態調査等による現状把握を踏まえ支援を拡充する必要がある。（小野田委員）		
③	障がいがある子どもと関係している人たちの輪の中で理解を促進するだけでなく、地域の多様な人々との関係づくりを進めていくなど、インクルーシブな地域づくりを進める必要がある。（井上委員）	2	【地域等を含めた連携強化】 障がい当事者家族に対する理解の促進については、年齢や状況に応じた課題があることを踏まえ、各課での連携を強化して取り組む必要がある。また、当事者家族同士だけではなく、地域の多様な人々との関係を構築し、地域協働の視点も踏まえた取組を進めるべきである。
④	障がい当事者家族に対する理解の促進については、年齢や状況に応じた課題があることを踏まえ、各課での連携を強化するとともに、地域の手も借りながら取り組んでいく必要がある。（しば委員）		
⑤	障がいがある子どもや家族に対しては、需要に合わせて必要な量のサービスを確保できるようにすべきであり、そのために必要な人材の確保については、区として踏み込んだ支援を行う必要がある。（荒川委員）	3	【サービス向上に向けた人材の確保と区の権限の拡充】 障がいがある子どもやその家族に対しては、需要に応じた必要な量のサービスの提供や児童発達支援センター等の増設が求められており、いずれも専門的なスキルを備えた人材確保に向け、より踏み込んだ支援を行う必要がある。また、児童相談所設置区として都から移譲される指導検査等の事務を通じて、各事業所が提供するサービスの質の向上を図るべきである。
⑥	障がいがある子どもや家族に対する支援に向けては、児童発達支援センターの増設が求められるため、人材確保等に向けた方策を検討する必要がある。（五十嵐委員）		
⑦	児童相談所設置市としての政令指定により区の立場が大きく変化するため、担う事務の変化を踏まえ、障がい当事者家族に対する理解の促進に向けた取組を検討すべき。（さかまき委員）		
⑧	子ども発達支援センターで行われている支援者研修については、申込み数から必要性の高さがうかがえるため、人材の確保及び予算の拡充を図る必要がある。（五十嵐委員）	4	【子ども発達支援センターの支援者研修の拡充】 子ども発達支援センターで行われている支援者研修については、申込み数から必要性の高さがうかがえるため、他部署との連携を強化するとともに、人材の確保及び予算の拡充を図る必要がある。また、動画配信を行うなど、実施方法を多様化することで、より受講しやすい環境を整備すべきである。
⑨	子ども発達支援センターで行われている支援者研修については、録画も含めた動画配信で様々な方が受講できるようにすることにより、板橋区全域に理解者を増やしていく必要がある。（井上委員）		
⑩	子ども発達支援センターで行われている支援者研修については、他部署との連携を強化し、さらなる充実を図るべき。（荒川委員）		

意見概要		提言の方向性	
⑪	障がい等に係る親の会については、活動団体の一覧を作成したうえで案内することで、障がい児のいる家族がつながるきっかけをより一層つくっていく必要がある。(井上委員)	5	【発達支援のための親の会の検討】 コロナ禍などの社会状況の変化による事業の停滞は、保護者の不安の原因や課題を発見する機能の低下を引き起こしている。発達支援のための親の会については、参加人数の拡大などによって、より一層心理的負担の軽減等に計画的に取り組む必要がある。また、利用者への案内に当たっては、地域の自主グループを含めた活動団体の一覧を作成することで、障がい当事者家族同士がつながるきっかけを増やしていくべきである。
⑫	発達支援のための親の会については、参加人数の拡大を図ることで、発達に課題のある子どもがいる保護者以外も参加できるように検討すべき。(いしだ委員)		
⑬	発達支援のための親の会等については、コロナによる事業の停滞により保護者の不安の原因や課題を発見する機能が低下しているため、心理的負担の軽減や保護者への支援を継続していけるような計画の構築を行うべき。(中村委員)		
⑭	障がい当事者家族に対する理解の促進においては、相談機能が非常に重要であるため、切れ目のない相談対応が可能となるよう、ワンストップサービスも視野に入れた検討を行う必要がある。(いわい委員)	6	【相談体制の拡充・検討】 障がいがある子どもや家族が地域とともに生きていくためには、長期的な視点も含めて相談できる機能の拡充が求められている。地域資源の活用を含めて、希望する全ての人にケアプランを作成できる体制が必要であり、切れ目のない支援に向けては、ワンストップサービスも視野に入れた検討を行うべきである。
⑮	障がいがある子どもや家族が地域とともに生きていくためには、長期的な視点も含めて相談できる機能の充実が求められており、地域資源の活用も含めて、希望する全ての人にケアプランを作成できるようにする必要がある。(井上委員)		
⑯	障がいがある子どもの両親は、障がい受容ができずに離婚するケースが多いため、とりわけ父親については障がい受容ができるような支援の充実を図る必要がある。(井上委員)	7	【障がい当事者家族への支援の拡充】 障がいのある子どもがいる家庭に対しては、子どもの障がいを理解・受容できるような支援の拡充を図る必要がある。また、障がいの受容を妨げている社会的要因を研究し、改善に向けた取組を検討すべきである。
⑰	障がいがある子どもの子育てについては、乳幼児期から積極的に父親が参加していくことが重要であるため、より障がい受容ができるような取組を拡充していく必要がある。(五十嵐委員)		
⑱	障がい当事者同士が理解し合うという観点にとどまらず、当事者自らが周囲に発信できるような機会を設けることで、理解の促進を図る必要がある。(井上委員)	8	【障がい児・者への理解の促進】 インクルージョンの推進に向けては、障がい児・者に対する周囲の理解や認識を深めていくことが重要である。当事者自らが経験や実態を周囲に発信していくことに加え、当事者と周囲との相互交流の場を設けるなど、障がいへの理解の促進に向けた取組を進めていくべきである。
⑲	障がいのある子どもや家族に対する理解については、周囲の理解を深めていくことが必要であり、相互交流の場を設けていくことが重要である。(小野田委員)		
⑳	インクルージョンの推進に向けては、当事者以外の区民に対して、当事者家族からのコメントなど様々な情報を発信する必要がある。(いしだ委員)		
㉑	障がいがある子どもや家族に対する理解については、周囲の理解や認識を深めていくことが重要であり、障がい当事者の話を発信していくことで実態を周知していくことが必要である。(渡辺委員)		